

住友生命の 指定通貨建 一時払個人年金保険

5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)



商品のしくみと特徴

指数の上昇率に応じて安定的に指定通貨建で資産を増やせる楽しみを持てます。

「たのしみグローバル(指数連動プラン)」の積立金は、分散投資により運用リスクを軽減し、安定的な運用を目指す指数を用いて計算します(1年間の**指数の上昇率に応じて契約応当日ごとに積立金が増加**します)。

指数が下落しても積立金は指定通貨建で減少しません。

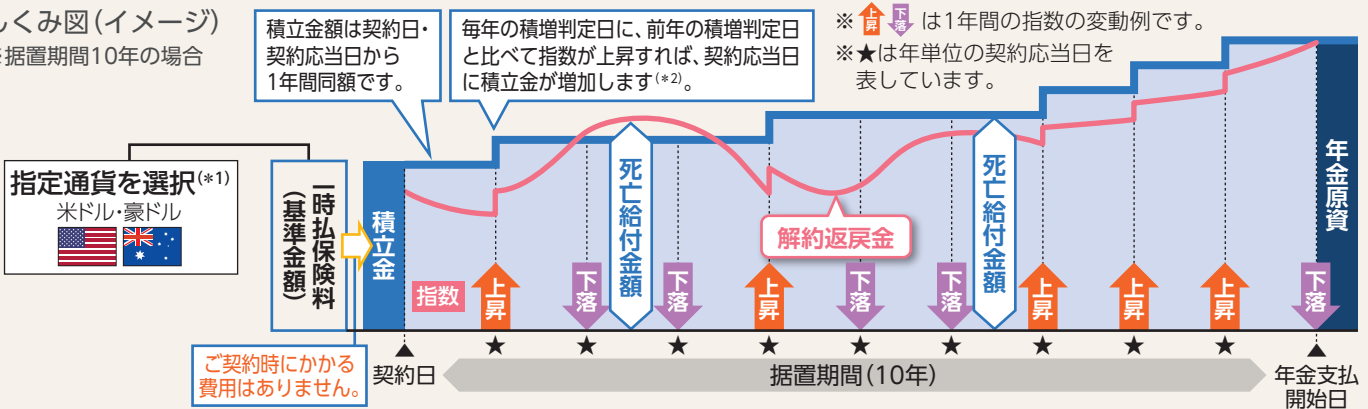
指数が下落しても、**大切な資産は守られます。**

前年までの指数の結果に関係なく、1年間の指数の上昇率に応じて積立金が増加しますので、毎年増やせる楽しみを持てます。

- ・据置期間中、積増判定日(契約応当日の前日)までの1年間で**指数が上昇した場合、契約応当日に積立金が増加**します。
- ・指数の下落が続いた場合や、指数が大きく下落した場合でも、**翌年の1年間で上昇すれば、その上昇率に応じて積立金は増加**します。

しくみ図(イメージ)

※据置期間10年の場合



- ※「たのしみグローバル(指数連動プラン)」は指定通貨建(外貨建)の個人年金保険であり、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。
- ※解約返戻金には市場価格調整および解約控除が適用されるため、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- (*1)一時払保険料を指定通貨にかえて円貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)でお払い込みいただけます。
- (*2)積立金の増加率は「1年間の「**指数の上昇率**」×たのしみ倍率」となります(ただし、積立金の増加率には上限および下限(0%)があります)。また、積立金の増加率の上限やたのしみ倍率は、ご契約時に設定し、据置期間満了まで変動しません。なお、たのしみ倍率の下限は1.00倍です。
- ※当資料では設定倍率に愛称名を付与して、たのしみ倍率と表記しております。なお、申込書や保険証券等では設定倍率と表記しております。

ご契約の諸基準

指定通貨	米ドル・豪ドル	年金種類	5年・10年・15年確定年金、年金総額保証付終身年金
契約年齢範囲(*3)	据置期間5年	確定年金 0歳～85歳	最低払込金額
		年金総額保証付終身年金 35歳～85歳	米ドル:10,000米ドル 豪ドル:10,000豪ドル 円貨:100万円
	据置期間10年	確定年金 0歳～80歳	最高一時払保険料(*4)
		年金総額保証付終身年金 30歳～80歳	15億円
払込金額の取扱単位	米ドル:100米ドル単位 豪ドル:100豪ドル単位 円貨:1万円単位	保険料払込方法	一時払いのみ
		告知	なし(告知、医師による診査不要)
		主な付加できる特約等	目標到達時円建年金保険変更特約、円建年金保険変更制度、保険料円貨払込特約、保険料指定外通貨払込特約、円貨支払制度

- (*3) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。
- (*4) 最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートを用いて一時払保険料(基準金額)を円換算した金額(払込通貨が円貨の場合は円貨払込額)にて判定します。同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、記載の金額までご加入いただけない場合があります。

商品の概要

保障内容	お支払内容	お支払理由	お支払金額	受取人
保障内容	死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	死亡給付金受取人
	年金	年金支払開始日に被保険者が生存されているとき	年金支払開始日の前日における積立金額に(積立金の増加率+1)を乗じた金額を年金原資として、年金支払開始日における計算基礎率(予定利率・予定死亡率等)により定まる年金額	年金受取人
●本商品は被保険者が高度障害状態になられたときの保険金のお支払いはありません。				
解約返戻金	あり	配当	あり(5年ごと利差配当)	

この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、この商品は指定通貨建(外貨建)であり、為替リスクがあります。

この保険のご検討にあたって特にご注意いただきたい事項

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

- ご契約時にかかる費用 ご契約の締結に必要な費用はありません。
- ご契約後にかかる費用

a 据置期間中にかかる費用

- ・死亡保障やご契約の締結・維持に必要な費用は、積立利率や積立金の増加率の上限、たのしみ倍率の計算にあたってあらかじめ差し引いていきますので、別途直接負担していただく費用はありません。
- ・上記費用のほかに、お客さまが間接的に負担する費用として、指数関連費用があります。指数関連費用は、指数の上昇率を計算する際に控除される費用で、本費用を間接的に負担していることとなります。指数関連費用の内訳は次のとおりです。

	水準	概要
指数手数料	年率0.2%	指数の開発、組成、計算を行うための費用。その他指数を運営するうえで各種規制への対応およびモニタリング等にかかる費用が含まれます。
取引費用	*	指数の各投資対象資産に資産配分する際に必要となる費用。(実質的に有価証券等を売買することに伴う費用)

*費用の発生前に水準を確定することが困難なため表示することができません。

(注) 法令、規制方針の変更およびその他の理由により、各種費用の水準は将来変更することがあります。

b 解約時や円建年金保険への変更時等にかかる費用(解約控除)

解約返戻金額を計算する際は、基準金額に一定割合(契約日からの経過年数に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引きます。

(所定の控除率)

据置期間	契約日からの経過年数									
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
5年	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%					
10年	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

c 年金支払期間中にかかる費用

年金を管理するための費用であり、年金額に対し年金支払開始日における住友生命の定める率を乗じた金額を、毎年、年金支払開始日の応当日に控除します。(2018年8月時点の年率は1.0%です。今後変更することがあります。)

●通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート ^(*)
年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合	TTM ^(*) - 50銭
円建年金保険へ変更する場合	
一時払保険料を円貨で払い込む場合	TTM ^(*) + 50銭
配当金を指定通貨で受け取る場合	
一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合	指定通貨のTTM ^(*) + 25銭 払込通貨のTTM ^(*) - 25銭

(*1) 住友生命所定の為替レートは2018年8月現在のものです。今後変更することがあります。

(*2) TTM(対顧客電信売相場)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値となります。

・TTS(対顧客電信売相場): お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート

・TTB(対顧客電信買相場): お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート

なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規ご契約のお取扱いができません。

●外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)でお払い込みいただく際や、年金・死亡給付金・解約返戻金等を指定通貨でお受け取りになる際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

解約返戻金額が一時払保険料(基準金額)を下回ることがあります。

解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。また、市場価格調整および解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料(基準金額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

為替レートの変動により損失が発生する可能性があります。

為替レートの変動により、「死亡給付金・解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」や「年金原資を年金支払開始日の為替レートで円換算した金額」が、一時払保険料(基準金額)の円換算額を下回り損失が生じるおそれや、死亡給付金・解約返戻金・年金原資等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあります。また、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨等に交換された場合、もとのお手持ち資金を下回ることがあります。

年金額はご契約時には定まっています。

積立金額は毎年の指数の上昇率に応じて計算される積立金の増加率に基づいて契約当日ごとに増加しますので、ご契約時点では将来の積立金額は定まりません。また、将来お受け取りになる年金額は年金支払開始日の前日における積立金額に(積立金の増加率+1)を乗じた金額を年金原資として、年金支払開始日の計算基礎率により計算されます(定率積立への移転、円建年金保険への変更または年金支払開始日の繰下げを行った場合の積立金額および年金原資は異なる方法で計算します)。そのため、年金額はご契約時には定まっています。

その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額等が削減されることがあり、その結果、死亡給付金額等が払込保険料を下回ることがあります。

住友生命が支払う販売代理店手数料について

住友生命は保険契約の締結の媒介や保険契約の維持管理業務等の対価として販売代理店に対し、払込金額に以下の手数料率を乗じた金額を支払います^(*)。この手数料は、住友生命が販売代理店に支払うものであり、契約締結前交付書面に記載の「お客さまにご負担いただく費用」に追加して別途お客さまにご負担いただくものではありません。

払込金額	据置期間5年		据置期間10年	
	初年度手数料率	継続手数料率(年率)	初年度手数料率	継続手数料率(年率)
30,000米ドル・30,000豪ドル・300万円未満	1.25%	0.25%	3.20%	0.25%
30,000米ドル・30,000豪ドル・300万円以上	1.50%	0.25%	4.30%	0.25%

(*) 継続手数料はご契約から2年目～最長5年目までの間、住友生命が販売代理店に支払うものです。一時払保険料に継続手数料率を乗じた金額となります。

[募集代理店]



〒790-8580 松山市勝山町2丁目1番地
電話 (089) 933-1111 (代表)
(ホームページ) <https://www.himegin.co.jp/>

株式会社 愛媛パートナーエージェント

〒790-0878 松山市勝山町1丁目16番地5
電話 (089) 945-5711

[引受保険会社]



本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06) 6937-1435 (大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話 (03) 5550-1100 (大代表)
(ホームページ) <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命 検索